

参 考 資 料

参考資料 1	令和 2 年度京都市公共事業評価委員会委員名簿	・ ・ ・ ・ ・	P 1
参考資料 2	京都市公共事業評価実施要綱	・ ・ ・ ・ ・	P 3
参考資料 3	京都市公共事業評価委員会設置要綱	・ ・ ・ ・ ・	P 9
参考資料 4	京都市公共事業評価委員会傍聴規程	・ ・ ・ ・ ・	P11
参考資料 5	令和 2 年度 京都市公共事業評価委員会スケジュール	・ ・ ・ ・	P13
参考資料 6	「今後の道路整備事業の進め方」について	・ ・ ・ ・ ・	P15
参考資料 7	令和元年度予算の概要	・ ・ ・ ・ ・	P19

京都市公共事業評価委員会委員名簿

敬称略・五十音順

氏 名	役 職 等
おくだ すえこ 奥田 末子	京都市地域女性連合会副会長
さかにし あきこ 坂西 明子	立命館大学政策科学部教授
とだ けいいち ◎戸田 圭一	京都大学経営管理大学院教授
ないとう とおる 内藤 徹	同志社大学商学部商学科教授
ひろおか かずあき 廣岡 和晃	連合京都会長
まいたに かすみ 舞谷 佳澄	京都経済同友会幹事
みずはら ゆかこ 水原 有香子	市民公募委員
めぐり ○廻 はるよ	京都芸術大学芸術学部 空間演出デザイン学科教授
やまぐち ゆきかず 山口 行一	大阪工業大学工学部 都市デザイン工学科教授
ゆうき きみたか 結城 公生	京都新聞社論説委員

◎：委員長 ○：副委員長

京都市公共事業評価実施要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市行政活動及び外郭団体の経営の評価に関する条例（以下「行政評価条例」という。）第9条の規定に基づき実施する公共事業の評価に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共事業 道路、河川、公園、土地区画整理、住宅、上下水道、鉄道、環境衛生その他の市民の生活と密接に関連する社会資本の整備に関する事業（維持管理に属する事業及び実施期間が1年以下の事業を除く。）をいう。
- (2) 新規採択時評価 新たに事業費の予算要求をするに当たり、事業の妥当性及び事業費に係る事業の優先度を判断するために行う評価をいう。
- (3) 再評価 この要綱に定める再評価対象事業について必要に応じて事業の見直し等の検討を行う評価をいう。
- (4) 事後評価 この要綱に定める事後評価対象事業について、事業完了後の事業効果等の確認を行い、今後の事後評価の必要性や改善措置を検討するとともに、事後評価の結果を同種の事業の計画・調査のあり方や事業手法の見直し等に反映させることを目的として実施する評価をいう。
- (5) 事業採択 事業費の予算化をいう。
- (6) 未着工 用地買収手続及び工事のいずれにも着手していないことをいう。
- (7) 事業完了 別表により所管事業ごとに定義するものをいう。
- (8) 事業休止 事業実施を阻害している要因の解決に時間を要するため、当分の間、事業実施を見送ることをいう。
- (9) 事業再開 事業休止している事業を再び着手することをいう。
- (10) 事業中止 次のいずれかに該当し、事業を取りやめることをいう。
 - ア 事業採択時に比べて事業実施の必要性が失われている又は著しく低下しているもの。
 - イ 事業実施を阻害している要因の解決目途が立たないもの。
 - ウ 事業休止している事業で、その後、上記ア又はイに該当するようになったもの。
- (11) 廃棄物処理施設整備事業 廃棄物の処理及び清掃に関する法律で規定している廃棄物を処理する施設の整備に係る事業をいう。

(京都市公共事業評価委員会)

第3条 市長は、公共事業の評価について、客観性及び透明性を確保する観点から、行政評価条例第11条第2項に規定する委員会として、京都市公共事業評価委員会（以下「委員会」という。）を設置し、意見を求める。

(委員会の公開)

第4条 委員会の会議は、公開とする。ただし、会議を公開することにより京都市情報公開条例第7条に規定する非公開情報が公になると委員会が認める場合は、この限りでない。

2 市長は、前項ただし書の規定により会議を非公開にしようとするときは、その理由を明らかにしなければならない。

3 第1項の会議とは、再評価又は事後評価対象事業についての事業説明、審議及び意見書の取りまとめに係る会議とする。

4 会議の公開は、傍聴を認めることにより行うとともに、公開した会議については会議録を作成し、これを公表する。

(結果の公表)

第5条 市長は、第9条又は第14条に定める対応方針の決定後速やかに、その内容を公表しなければならない。

第2章 再評価

(再評価対象事業)

第6条 再評価は、本市が実施する公共事業のうち、次の各号に掲げる事業について、実施する。

(1) 事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業

(2) 事業採択後10年間（廃棄物処理施設整備事業については、5年間）を経過した時点で継続中の事業

(3) 再評価の実施後5年間（下水道事業については、10年間）を経過した時点で継続中の事業

(4) 事業休止している事業の内、事業再開又は事業中止しようとする事業

(5) 前4号に定めるもののほか、社会経済情勢等の急激な変化、技術革新等により再評価を実施することが必要であると認められる事業

2 前項第1号及び第2号の期間は、事業採択の日が属する年度の4月1日から起算するものとし、前項第3号の期間は、再評価の実施の日が属する翌年度の4月1日から起算するものとする。

(再評価の実施時期)

第7条 再評価の実施時期は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 前条第1項第1号から第3号に該当する事業にあつては、各号に規定する期間の満了前に実施する。

(2) 前条第1項第4号に該当する事業にあつては、事業再開又は事業中止するまでに実施する。

(3) 前条第1項第5号に該当する事業にあつては、適宜速やかに実施する。

(再評価の方法)

第8条 市長その他の本市の行政機関は、再評価の実施に当たって、次の各号に掲げる事項について検証を行わなければならない。

(1) 事業に係る実施及び供用開始の目途

(2) 地域状況の変化等、事業を取り巻く社会経済情勢等の変化による事業の実施の効

果

(3) 事業休止から事業再開又は事業中止とする経緯及び理由

(再評価の対応方針の決定)

第9条 市長その他の本市の行政機関は、委員会の意見を尊重し、再評価対象事業について必要に応じ事業中止、事業休止、事業再開を含む事業の見直し等の対応方針を決定しなければならない。

(フォローアップ)

第10条 市長その他の本市の行政機関は、再評価を行った事業のうち、継続中の事業について、進捗状況、社会経済情勢の変化その他必要と認める事項を委員会に報告しなければならない。

第3章 事後評価

(事後評価対象事業)

第11条 事後評価の対象とする事業は、本市が実施する公共事業のうち、次の各号に掲げる事業とする。

(1) 新規採択時評価又は再評価を実施した事業の内、事業完了後5年以内（廃棄物処理施設整備事業にあつては、事業完了後7年以内）の事業

(2) 市長その他の本市の行政機関が必要であると判断した事業

(事後評価の実施時期)

第12条 事後評価の実施時期は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 前条第1号に該当する事業にあつては、事後評価の対象となる年の年度末までに実施する。

(2) 前条第2号に該当する事業にあつては、市長その他の本市の行政機関が実施時期を決めるものとする。

(事後評価の方法)

第13条 市長その他の本市の行政機関は、事後評価の実施に当たって、次の各号に掲げる事項について検証を行わなければならない。

(1) 事業を巡る社会経済情勢等の変化

(2) 事業実施に伴う事業効果等

(事後評価の対応方針の決定)

第14条 市長その他の本市の行政機関は、委員会の意見を尊重し、事後評価対象事業について、今後の事後評価の必要性、改善措置の必要性、事後評価対象事業と同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法等の見直し等の対応方針を決定しなければならない。

第4章 その他

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、再評価及び事後評価の実施並びに新規採択時評価に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成１９年６月１日から施行する。

（関係規定の廃止）

2 「京都市公共事業再評価実施要綱（平成１０年１２月１５日）」は廃止する。

附 則

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２５年１２月１０日から施行する。

別表（第2条関係）

所管事業	事業完了の定義
都市公園等事業	原則として計画区域全体において、都市公園法第2条の2に基づく供用開始の公告が行われた時点
土地区画整理事業	原則として換地処分が行われた時点
下水道事業	原則として全体計画に規定している施設整備が完了した時点
市街地再開発事業	すべての工事が完了し、清算が行われた時点
河川事業	原則として一連の整備効果を発現する区間の整備が完了した時点
地すべり対策事業	地すべり防止区域における一連の地すべり対策事業が終了した時点
道路、街路事業	原則として事業採択を行った区間又は箇所が全線供用を開始した時点
廃棄物処理施設整備事業	原則として国庫補助事業が完了した時点
農地防災事業	原則として国庫補助事業が完了した時点
公営住宅整備事業等	原則として事業単位に含まれる住宅等の施設がすべて完成した時点
住宅地区改良事業等	原則として事業単位に含まれる住宅等の施設がすべて完成した時点
住宅宅地関連公共施設等総合整備事業	原則として国庫補助事業が完了した時点
住宅市街地整備総合支援事業	原則として国庫補助事業が完了した時点
密集住宅市街地整備促進事業	原則として国庫補助事業が完了した時点
住宅市街地総合整備事業	原則として国庫補助事業が完了した時点
水道事業	原則として事業採択を行った箇所又は区間がすべて供用を開始した時点
簡易水道事業	原則として事業採択を行った箇所又は区間がすべて供用を開始した時点
都市・幹線鉄道整備事業	事業採択を行った箇所及び区間がすべて供用を開始した時点

京都市公共事業評価委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、京都市公共事業評価実施要綱第3条の規定による京都市公共事業評価委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 再評価及び事後評価（以下「評価」という。）の対象となる事業のうちから、各事業を取り巻く社会状況等を勘案し、審議の対象となる事業を抽出すること。
- (2) 審議の対象となる事業について、本市が実施する評価及びその結果に基づく本市の対応方針について審議し、市長又は公営企業管理者に対し、意見の具申を行うこと。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験のある者、特定事業者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員会は、調査及び審議を行うため必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(緊急時の特例)

第7条 委員長が委員会を招集した場合において、委員の2分の1以上が出席することが困難であり、かつ、委員長が緊急に委員会の審議を経ることが委員会の目的達成のために必要と認めるときは、前条第3項の規定にかかわらず、3分の1を超える出席をもって会議を開くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、建設局において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

2 「京都市公共事業再評価委員会設置要綱(平成10年12月15日)」(以下「旧要綱」という。)は廃止する。

(経過措置)

3 この要綱施行の際、旧要綱に規定する委員である者は、この要綱の第3条第2項の規定により委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、この要綱の第4条第1項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

京都市公共事業評価委員会傍聴規程

(趣旨)

第1条 この規程は、京都市公共事業評価実施要綱第4条の規定に基づき、京都市公共事業評価委員会（以下「委員会」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 傍聴を希望する者は、会議の開始の45分前から15分前までに、受付で所定の用紙に住所及び氏名を記入するものとする。

(傍聴者の定員)

第3条 傍聴を認める者（以下「傍聴者」という。）の定員は、原則として、10人とする。

2 傍聴を希望する者が定員を超えるときは、抽選により傍聴者を決定することとする。

(傍聴することができない者)

第4条 次の各号に掲げる者は、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 危険物を携帯している者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットその他会議の進行を妨害するおそれのある物を着用し、又は携帯している者
- (4) 楽器、ラジオその他音声を発する機械類を携帯している者
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴者の守るべき事項)

第5条 傍聴者は、会議場にあるときは、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議場における言論に対し拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) みだりに席を離れ、又は騒ぎ立てる等の行為をしないこと。
- (4) 撮影、録画、録音等をしないこと。
- (5) 携帯電話等の機器の電源は切っておくこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (7) 委員長又はその命を受けた係員の指示に従うこと。

(報道機関の特例)

第6条 委員長は、報道機関の傍聴について、別に記者席を設けることとする。

2 報道機関は、前条第4号の規定にかかわらず、会議の冒頭に限り、写真の撮影、録画、録音等をすることができる。

(委員会資料)

第7条 委員会の事務局は、会議に使用する資料の概要版を傍聴者に供し、会議終了時に回収する。

(傍聴者の退場)

第8条 傍聴者は、京都市公共事業評価実施要綱第4条第1項ただし書の規定により、委員会が会議を非公開とした場合は、速やかに会議場から退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 委員長は、傍聴者がこの規程に違反するときは、これを止めるよう命じることができる。

2 委員長は傍聴者が前項の命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成19年6月1日から施行する。

(関係規程の廃止)

2 京都市公共事業再評価委員会傍聴規程（平成16年4月1日）は廃止する。

令和2年度 京都市公共事業評価委員会 スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
報告案件						(9/14~ 第1回委員会 「進捗状況等の報告」						
フォローアップ												
審議案件						第1回委員会 「対応方針の審議 事業概要の説明」			第2回委員会 「意見書とりまとめ」	京都市長へ意見書提出	京都市の対応方針決定	
再評価												
審議案件						第1回委員会 「対応方針の審議 事業概要の説明」			第2回委員会 「意見書とりまとめ」			
事後評価												

(広報資料)

平成 29 年 3 月 31 日
京 都 市 建 設 局
(建設企画課 222-3551)



未来の京都の発展につなげる
道づくりを進めます！

「今後の道路整備事業の進め方」について

京都市では、橋りょう対策をはじめとする防災・減災対策に必要となる財源を確保するため、平成 24 年度から平成 27 年度までの期間、「道路整備事業の見直し」を実施し、完成が間近な路線等は事業進捗の重点化を図る一方、その他事業中路線の事業進捗の平準化(後年度へ先送り)や一時休止、新規着手の見送りを行ってきました。

また、上記の取組を進めつつ、歩くまち京都のシンボル事業である四条通の歩道拡幅事業や京都駅八条口の再整備事業等の大型事業も完成しました。

今後も、市民の安心・安全の確保や京都のまちの持続的成長のために必要となる道路整備事業を実施するに当たり、今後の整備路線や選定に係る考え方等を定めましたのでお知らせします。

1 「今後の道路整備事業の進め方」の概要

(1) 対象期間

平成 29 年度～平成 32 年度(4 年間)

(2) 道路整備事業の対象

用地取得を伴う現道拡幅や道路新設、バイパス整備を対象とし、現況道路を活用する交通安全対策事業やバリアフリー事業、無電柱化事業、災害防除事業等は別途、事業を推進します。

2 今後の整備路線の選定に係る考え方

京プラン実施計画第 2 ステージで掲げている「ひととものの交流促進とまちの持続的成長を支えるための道路整備の推進」を実現する観点に加え、以下の 5 つの視点に係る課題を現に抱えており、用地取得を伴う現道拡幅や道路新設、バイパス整備によって課題の解決を図ることができる路線について、財政状況も踏まえた上で総合的に検討し、整備路線を選定しました。

(1) 視点 1 日常における安心・安全の確保

ア 安全な歩行空間の確保

交通量が多いにもかかわらず歩行空間が不足している箇所や通学路等において、安全な歩行空間の確保が必要

イ 山間部における通行環境の改善

幅員狭小、線形不良の箇所において、通行環境の改善が必要

(2) 視点2 防災・減災対策の推進

ア 緊急輸送道路の通行機能の確保

緊急輸送道路上の橋りょうを中心に耐震補強等を進めているところであるが、路線として通行機能の確保が必要

イ 地震時の避難路や延焼遮断帯の確保

木造家屋が密集する市街地において、大地震時の被害を最小限にとどめることが必要

ウ 山間部における通行機能の確保

山間部集落への道路の寸断による孤立化を防止することが必要

(3) 視点3 公共交通優先のまちづくり

鉄道を中心とした公共交通の重要な結節点である駅へのアクセス道路やバス路線の整備が必要

(4) 視点4 他の関連事業やまちづくりとの連携

他の関連事業やまちづくりとの相乗効果を発現させるため、事業実施時期の調整が必要

(5) 視点5 道路ネットワークの充実

ミッシングリンクの解消等による幹線道路ネットワークの充実や京都の都市構造上の課題となっている J R 東海道線を跨ぐ南北軸の強化が必要

3 今後、事業を実施する路線（一覧表：別紙1，箇所図：別紙2）

今後、4年間については、一覧表に掲げている路線の事業を実施します。

なお、今回、実施路線に掲げていない路線についても、事業中路線の進捗状況や財政状況等を踏まえた上で、道路整備事業の実施に係る検討を進めるとともに、既存道路を活用した交通安全対策事業等、地域の実状や課題に応じた対応策を検討します。

（参考）

今後、事業を実施する路線（継続路線を除く。）について、路線毎の選定の考え方等の概要は以下を御覧ください。

今後事業を実施する路線の概要

京都市情報館 ⇒ 市政情報 ⇒ 行政運営 ⇒ 建設局 ⇒
広報資料・お知らせ ⇒ 「今後の道路整備事業の進め方」について

URL: <http://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000215993.html>

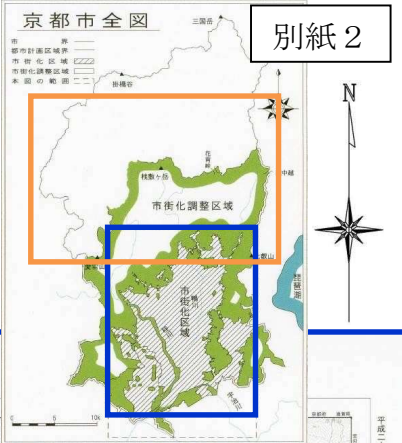
今後、事業を実施する路線

選定に係る視点

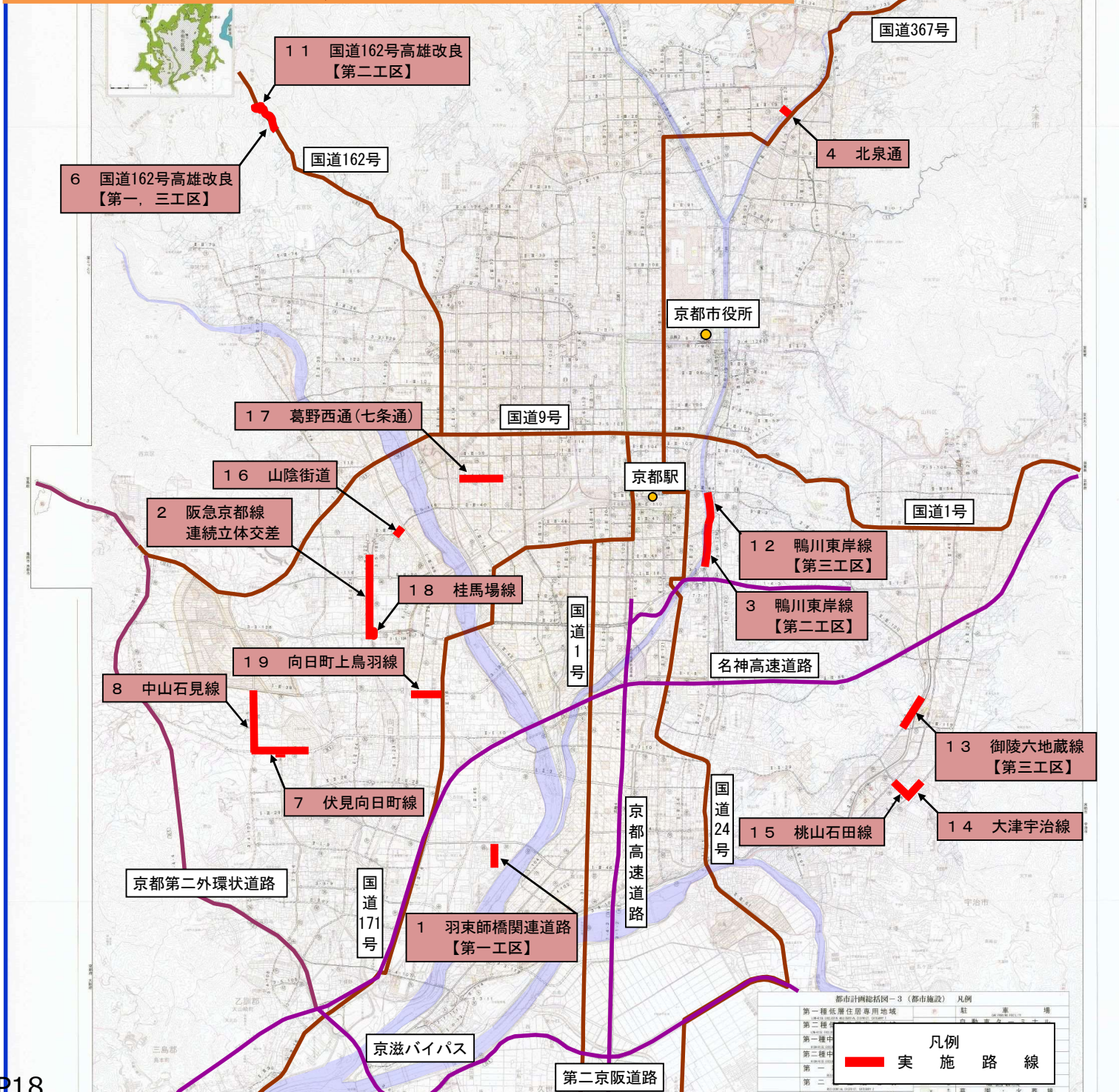
- ① 日常における安心・安全の確保
- ② 防災・減災対策の推進
- ③ 公共交通優先のまちづくり
- ④ 他の関連事業やまちづくりとの連携
- ⑤ 道路ネットワークの充実

	路 線 名	選定の視点	備考
1	羽束師橋関連道路	④⑤	継続
2	阪急京都線連続立体交差事業	③④	継続
3	鴨川東岸線（第二工区）	②⑤	継続
4	北泉通	①②⑤	継続
5	京都広河原美山線（鞍馬北第三工区）	①②③	継続
6	国道 162 号高雄改良（第一・三工区）	①②③	継続
7	伏見向日町線	⑤	継続
8	中山石見線	⑤	継続
9	京都京北線（弁ヶ淵）	①②③	
1 0	国道 162 号川東（第二工区）	①②③	
1 1	国道 162 号高雄改良（第二工区）	①②③	
1 2	鴨川東岸線（第三工区）	②⑤	
1 3	御陵六地藏線（第三工区）	①②	
1 4	大津宇治線	①②③	
1 5	桃山石田線	①②③	
1 6	山陰街道	①②③	
1 7	葛野西通（七条通）	①②③⑤	
1 8	桂馬場線（洛西口駅東側）	③④⑤	
1 9	向日町上鳥羽線（国道 171 号以西）	③④	

箇所図



別紙2



第 1 令和 2 年度当初予算の概要

1 (1) 予算編成方針

(基本姿勢)

- ① 文化を基軸に、京都が培ってきた持続可能な都市を目指す S D G s の理念と、あらゆる危機にしなやかに対応し、より魅力的な都市となるレジリエンスの理念を融合。この理念を全ての施策立案の基礎に据え、「暮らしに安心、まちに活力、みらいに責任」のまちづくりを推進
- ② 政府の経済対策の財源を活用した令和元年度 2 月補正予算と一体のものとして、市民生活の安心安全を守り、全国トップレベルの福祉、医療、子育て支援、教育を更に充実させるとともに、京都の強みを活かした経済政策を積極的に実行
- ③ 京都市基本計画「はばたけ未来へ！ 京プラン」の総仕上げとして、実施計画第 2 ステージの全 307 施策を着実に前進。同時に、市長と市民との 141 のお約束・公約の 8 割を計上し、新しい京都の挑戦と改革のスタートダッシュを切る。
- ④ 厳しい財政状況の中、縮小一辺倒にならずに、担税力の強化や民間活力の導入など財源確保に工夫を凝らすとともに、人件費の削減や事業の見直しなどの歳出改革を徹底し、持続可能な財政の確立を目指す。

<令和 2 年度の特別の財源対策について>

令和元年度の地方交付税の減収や、法人市民税の税率を引き下げる税制改正等により、令和 2 年度の一般財源収入が大幅に減少する中、財源確保や歳出改革のあらゆる対策を尽くしてもなお不足する財源については、京都の今と未来に必要な施策を推進するため、公債償還基金の取崩しなどの特別の財源対策を講じる。

(5 つの政策の柱)

- ① 人生 100 年時代の安心づくり、子育て・教育環境日本一の推進
- ② いのちを守る、防災減災先進、環境先進のまちづくり
- ③ 力強い経済の持続的発展と都市の活力の創造
- ④ 文化・スポーツの力を暮らしとこころの豊かさにつなげる、
「世界の文化首都・京都」の実現や観光の京都モデルの構築
- ⑤ まちづくりを支える持続可能な財政の確立

新規 140 事業
充実 36 事業
を計上

柱 1 人生 100 年時代の安心づくり，子育て・教育環境日本一の推進

- 京都ならではの地域力をいかした健康長寿のまち・京都の実現
 - ・ 地域の自主的な介護予防活動を支援するフレイル対策
 - ・ 関係機関の情報共有による，発達障害児者へのライフステージを通じた支援
 - ・ 府市協調による，24 時間 365 日の救急医療相談開始
- 全国トップレベルの少子化対策・子育て支援の更なる充実
 - ・ 7 年連続の国定義での待機児童ゼロの継続に向けた，保育所等の受入枠拡大や保育の担い手確保の充実
 - ・ 50 億円の一般財源を投入し，国基準の 1.33 倍となる保育士配置，全国平均の 1.34 倍となる処遇改善を実現。更に 1 歳児保育における保育士配置体制を充実
 - ・ 新生児聴覚検査費用助成制度の創設
- 「誰ひとり取り残さない」貧困ゼロ，虐待ゼロ，孤立ゼロに向けた支援
 - ・ 子どもの居場所づくり「支援の輪」サポート事業
 - ・ 児童相談所の体制の更なる強化
 - ・ 養育里親の推進
 - ・ ひきこもりの相談窓口一元化と支援体制の充実
 - ・ 地域あんしん支援員の全区役所・支所への配置
- 国民健康保険事業については，厳しい財政状況にあっても，一般会計から前年度と同額の 81 億円の財政支援を行い，保険料率を据置き

柱 2 いのちを守る，防災減災先進，環境先進のまちづくり

- 防災・減災対策予算を 572 億円確保

政府の経済対策の財源も活用し，河川や雨水幹線の整備，橋りょうの耐震補強，学校施設の長寿命化など，防災・減災対策予算を 72 億円増やし，572 億円確保（令和元年度 2 月補正 13 億円を含む）
- 災害に強い森づくり

平成 30 年台風 21 号による倒木被害の復旧を加速するとともに，国への要望で新設された補助を活用し，鉄道等の重要インフラ施設周辺の森林整備を推進
- くらし・地域に根差した，災害に強いまちづくり
 - ・ 市民一人ひとりの防災行動計画をあらかじめ定める「マイ・タイムライン」の作成支援
 - ・ 宿泊施設に対する火災通報装置の設置指導を強化
- 2050 年 CO₂ ゼロや，使い捨てプラスチック削減など，市民・事業者との協働により脱炭素・循環型まちづくりを推進

柱3 力強い経済の持続的発展と都市の活力の創造

- 地域企業・中小企業の持続的発展の支援
 - ・ 大企業、東京圏との交流・マッチングによる担い手確保
 - ・ 新設の国交付金を活用した就職氷河期世代の就職支援（令和元年度2月補正）
 - ・ 事業承継に係る新たな融資制度と信用保証料への補助制度の創設
- 「起業するなら京都」京都ならではのスタートアップ・エコシステムの構築
ものづくり都市，文化創造都市，大学のまち・学生のまち等，京都の強みを最大限にいかして，起業家の集積を更に進めるとともに，成長促進，グローバル化等を通じて，持続可能なスタートアップ環境を整備
- 子育て世代・若者が住み続けられる土地利用の促進
- 新たな産業・学術研究・開発拠点用地やオフィススペースの確保・創出
- 地域の主体的なまちづくりの支援
 - ・ 地区計画による宿泊施設の規制など，地域課題の解決に向けた取組を支援
 - ・ 地域のニーズに応じた施設を誘導する仕組みづくり
- 政府の経済対策の国費や有利な市債を積極的に活用し，令和元年度2月補正等105億円の事業費を計上し，景気の先行きリスクに万全を期す。

柱4 文化・スポーツの力をくらしとこころの豊かさにつなげる，「世界の文化首都・京都」の実現や観光の京都モデルの構築

- 東京オリ・パラ，日本博，京都コンGRESなど好機と捉え，京都・日本文化を更に振興，文化と経済の好循環による文化芸術の持続的発展
 - ・ 時代劇をはじめとする映画文化の担い手を育成・継承するための京都映画賞（仮称）の創設
 - ・ アートとサイエンス・テクノロジーの融合による新たな価値の創出
 - ・ アート市場の活性化
- 文化芸術により，社会課題や困難を緩和し，共生社会を実現するための基盤づくりの推進
福祉施設等が文化芸術の取組に着手する際の相談事業の実施
- 「ゴールデン・スポーツイヤーズ」を好機と捉えた市民スポーツ振興
 - ・ 「ワールドマスタースゲームズ2021 関西」大会の開催準備
 - ・ たけびしスタジアム京都メインスタンド観客席屋根の設置及びナイター設備のLED化に着手
- 市民生活を最重要視した持続可能な観光都市の実現
混雑，宿泊施設の急増，観光客のマナー違反などの課題解消に向けて，50の取組を強力に推進

柱5 まちづくりを支える持続可能な財政の確立

これまで以上に厳しい財政状況

- 令和元年度2月補正で財政調整基金が枯渇、公債償還基金を22億円追加で取崩し
- 令和2年度は一般財源収入が82億円減少（この10年間で最大の下げ幅）
令和元年度の地方交付税・臨時財政対策債の交付額が予算額を64億円下回ったこと、地方公共団体間の財政力格差の是正を目的とした法人市民税の税率引下げ（国税化）等により令和2年度の法人市民税が73億円減少することなどが影響

中長期的に持続可能な財政の確立を目指した取組

- 京都経済の持続的発展と都市の活力を創造する取組により、担税力を強化
 - ・ スタートアップ・エコシステムなど、京都の強みをいかした経済政策
 - ・ 新たな産業用地の創出（久我の工業専用地域、伏見西部第五地区）
 - ・ まちに活力をもたらす、建築物の高さやデザイン規制の特例制度の実施
 - ・ 市内におけるオフィス需給等の実態調査
 - ・ 市内居住者を増加させるための企業立地促進制度の充実
- 担税力強化のための経済政策をはじめ、新規事業には原則、期限を設定することで、その効果検証をこれまで以上に徹底（期限を設けた新規事業52事業）
- まちの活性化の起爆剤となる、市有地への民間施設の導入
 - ・ 市営住宅の団地再生事業実施団地（養正、錦林、三条・岡崎、壬生・壬生東、楽只等）における住棟の集約等による跡地の民間活用
 - ・ 中央食肉市場における余剰地の民間活用（売却）
 - ・ 東九条における市有地の民間活用
- 地域・民間の力により、社会的課題を解決する仕組みを構築
 - ・ 地区計画や誘導型まちづくりなど、地域の主体的なまちづくりの支援
 - ・ 路地再生に向けた街区計画を作成し、地域や民間事業者との連携により、密集市街地の防災性や住環境の向上を図る取組を推進

令和2年度の収支不足に対する取組

- 民間資金（協賛金、寄附金、企業版ふるさと納税など）など税外収入の確保
 - ・ Park-PFIの導入（大宮交通公園、東山山頂公園）により2億円公費抑制
 - ・ 新規・充実事業に7億円の協賛金や寄附等を獲得
市立芸術大学、KYOTO STEAM—世界文化交流祭—、アート市場活性化事業、ライフイノベーション創出支援など
 - ・ スポーツ施設11施設へのネーミングライツ導入促進
 - ・ ふるさと納税は、5億円の獲得を目指して、返礼の充実等を実施
 - ・ 制度が拡充された企業版ふるさと納税も、1億円の獲得を目指して、SDGs先進都市・京都のブランドをいかした、全庁を挙げた取組を推進
（活用する事業の例）
地球環境問題解消・2050年CO₂ゼロへの挑戦、豊かな暮らしを支える「文化芸術・スポーツ都市」の実現、こころのふるさと京都の景観保全など
 - ・ 首都圏における、新京都館プロジェクト、企業に対するマーケティング強化・継続的なネットワークの構築により、経営者層等をターゲットとした投資喚起

➤ 人件費の削減（17 億円）

民営化・委託化や、業務の集約化・効率化等の推進により、前年度を上回る 205 人の職員を削減

➤ 投資的経費に要する一般財源の削減（30 億円）

政府の経済対策の国費や、有利な市債を最大限活用

➤ 新規・充実事業等の構築に当たっては、18 事業について、スクラップ&ビルドにより財源捻出

➤ 事業の見直し（40 億円）

- ・ 22 事業について、新たな協賛金、寄附等の獲得や使用料の増収、民間等による事業の自走化などの工夫により、公費負担を軽減
- ・ 夏季歳末特別生活資金貸付や市立浴場 2 箇所を社会経済情勢の変化を踏まえて廃止

➤ 特別会計、公営企業会計の経営努力による一般会計の財政負担軽減

- ・ 駐車場事業特別会計において、建設時に発行した市債を完済。特別会計を廃止して運営費を上回る使用料を一般会計で収入
- ・ 公営企業への繰出金の削減（250 百万円）

令和 2 年度の特別の財源対策と今後の方針

➤ 令和 2 年度の特別の財源対策額 193 億円

行政改革推進債の発行	51 億円
調整債の発行（※）	23 億円
公債償還基金の取崩し	119 億円

※ 調整債

税制改正に伴う減収に対して資金手当を行うため、特例的な地方債として、地方財政法上、発行が認められているもの（後年度の償還への地方交付税措置なし）
令和 2 年度は、一般財源収入が大幅に減少する中、公債償還基金の取崩しを可能な限り圧縮する必要があるため、緊急避難措置として発行する。

<参考> 令和 2 年度末の公債償還基金残高 1,355 億円（あるべき残高の 1/3 を取崩し）

➤ 今後の方針

- ・ 京プラン実施計画においては令和 2 年度に特別の財源対策から脱却することを目標としていたが、地方交付税の大幅な削減などにより、一般財源収入が、実施計画策定時の見込みから 133 億円と大きく減少。既述のあらゆる対策によっても、財源が不足し、特別の財源対策を講じざるを得なかった。
- ・ 持続可能な行財政の確立と、特別の財源対策からの早期脱却を目指し、令和 2 年度に、財源創出のための体制を強化するほか、中長期的な視点で専門的見地から議論を行う外部有識者会議も設置し、歳入・歳出の改革を加速させていく。改革の前提として、令和 3 年度以降の中期財政見通し（現在作成中）を早期に公表する。

(2) 予算の規模

(単位：億円，％)

	令和元年度	令和2年度 (案)	対前年度増△減	
			増△減額	増△減率
全会計	17,223	16,845	△ 378	△2.2%
一般会計	7,944	7,840	△ 105	△1.3%
特別会計	6,606	6,281	△ 326	△4.9%
公営企業会計	2,673	2,725	52	1.9%

一般会計は、引き続き、社会福祉関連経費が増加するものの、南部クリーンセンターや京都市京セラ美術館の整備完了等により、投資的経費が減少するため、対前年度比 105 億円の減

<一般会計の主な増減要素>

社会福祉関連経費	+19 億円 (①2,764→②2,783)
公営企業会計繰出金	+14 億円 (① 291→② 305)
給与費	△15 億円 (①1,663→②1,648)
投資的経費	△88 億円 (① 862→② 774)

<特別会計の主な増減要素>

介護保険事業特別会計	+45 億円 (①1,443→②1,488)
後期高齢者医療特別会計	+23 億円 (① 203→② 226)
市公債特別会計	△381 億円 (①3,361→②2,980)

<公営企業会計の主な増減要素>

水道事業	△68 億円 (① 656→② 588)
公共下水道事業	+140 億円 (① 937→②1,077)
自動車運送事業	+ 7 億円 (① 279→② 287)
高速鉄道事業	△28 億円 (① 801→② 773)

(3) 一般財源の状況

(単位：億円，％)

区 分	元年度 予算	2年度 予算案	対前年度		備考
			増△減額	増△減率	
市税	3,001	2,988	△ 13	△0.4%	
うち市民税個人分	1,142	1,170	28	2.4%	9年連続増
うち市民税法人分	333	259	△ 73	△22.0%	税制改正等に伴う減
うち固定資産税	1,069	1,094	25	2.3%	8年連続増
うち宿泊税	42	42	0	0.0%	
府税交付金	343	444	102	29.7%	消費税率引上げ等に伴う増
地方交付税及び 臨時財政対策債	994	857	△ 137	△13.8%	
地方譲与税その他	62	60	△ 1	△1.7%	
臨時交付金	13	0	△ 13	皆減	幼保無償化分 2年度以降は交付税措置
財政調整基金	19	0	△ 19	皆減	
一般財源収入総額	4,431	4,349	△ 82	△1.8%	

(注) 表示単位未満を端数処理しているため、各区分の計が合計と一致しない場合がある。

(2) 経費性質別内訳

区 分	令 和 2 年 度		令 和 元 年 度		対 前 年 度 比 較	
	当初予算額 (A)	構成比	当初予算額 (B)	構成比	(A - B)	増減率
	億 百万円	%	億 百万円	%	億 百万円	%
消 費 的 経 費	5,284 64	67.4	5,318 88	66.9	△ 34 24	△ 0.6
給 与 費	1,648 29	21.0	1,662 83	20.9	△ 14 54	△ 0.9
扶 助 費	2,164 92	27.6	2,171 77	27.3	△ 6 85	△ 0.3
物 件 費 そ の 他	1,471 43	18.8	1,484 28	18.7	△ 12 85	△ 0.9
投 資 的 経 費	773 73	9.9	862 04	10.9	△ 88 31	△ 10.2
普 通 建 設 事 業 費	768 14	9.8	854 02	10.8	△ 85 88	△ 10.1
補 助 事 業	386 38	4.9	505 12	6.4	△ 118 74	△ 23.5
単 独 事 業	381 76	4.9	348 90	4.4	32 86	9.4
災 害 復 旧 事 業 費	5 59	0.1	8 02	0.1	△ 2 43	△ 30.3
公 債 費	866 41	11.0	870 77	11.0	△ 4 36	△ 0.5
積 立 金	51 31	0.7	78 53	1.0	△ 27 22	△ 34.7
繰 出 金	863 51	11.0	813 91	10.2	49 60	6.1
合 計	7,839 60	100.0	7,944 13	100.0	△ 104 53	△ 1.3

(注) 表示単位未満を端数処理しているため、各区分の計が合計と一致しない場合がある。

